

パイロット高裁

平成 24 年（ネ）3123 号事件
東京高等裁判所 第 24 民事部 御中



JAL 整理解雇事件の公正な判決を求める要請書

平成 24 年（ネ）3123 号事件の控訴人パイロット 71 名の控訴審に対して、貴裁判所が法と証拠に基づき、公正な判決を下されますよう要請致します。

本件についてはパイロット 76 名が東京地裁に提訴していましたが、2012 年 3 月 29 日、被告側に露骨に肩入れした極めて不当な判決が出されました。

日本航空の破綻と再生は「空のネットワークと国益の確保」の目的で政府指導の下で進められてきています。破綻後の「更生計画」の遂行は順調で、2010 年 12 月の解雇時点では人員削減数も利益計画も目標を達成していました。稲盛会長も法廷で「その時の収益力から誰が見ても雇用を続けることは不可能ではないと思ったでしょう」と認めています。ところが東京地裁は、原告の主張をことごとく退け、稲盛証言をも無視して会社側の言い分だけを丸呑みにしました。また、解雇された労働者の苦痛に対しても全く考慮しない判決となっています。解雇後には 70 名（6 月現在）ものパイロットが流出しています。

航空会社の存立基盤は安全です。特にベテランパイロットの解雇や病気欠勤を理由とした解雇は安全に関わる問題です。また、解雇されたベテランには会社にモノを言う組合役員が多く含まれています。この解雇事件については 2012 年 6 月に ILO から日本政府に対して勧告が出されました。日本航空が安全最優先の再建で公共交通機関としての役割を果たすためにも、整理解雇 4 要件の厳密な適用はもちろんのこと、憲法や関係法、国際規約や条約に照らして、貴裁判所が原判決を取り消し、公正な立場で判断されることを要請致します。

お名前	ご住所

JAL 不当解雇撤回裁判原告団

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251

客室乗務員高裁

平成 24 年（ネ） 3458 号事件
東京高等裁判所 第 5 民事部 御中



JAL 整理解雇事件の公正な判決を求める要請書

平成 24 年（ネ） 3458 号事件の控訴人客室乗務員 71 名の控訴審に対して、貴裁判所が法と証拠に基づき、公正な判決を下されますよう要請致します。

本件については客室乗務員 72 名が東京地裁に提訴していましたが、2012 年 3 月 30 日、露骨に被告に肩入れした極めて不当な判決が出されました。

日本航空の破綻と再生は「空のネットワークと国益の確保」の目的で政府指導の下で進められています。破綻後の「更生計画」の遂行は順調で、2010 年 12 月の解雇時点では人員削減数も利益計画も目標を達成していました。稲盛会長も法廷で「その時の収益力から誰が見ても雇用を続けることは不可能ではないと思ったでしょう」と認めています。ところが東京地裁は、原告の主張をことごとく退け、会社側の言い分だけを丸呑みし稲盛証言まで無視しました。また解雇された労働者の苦痛に対しても全く考慮しない判決となっています。

しかも整理解雇した一方で 2012 年 4 月に日航は、2013 年度 200 名の新規採用を発表し、更に 5 月には 2012 年度 7 月からの 510 名の中途採用を実施しました。もはや整理解雇に大義も道理も全くありません。

航空会社の存立基盤は安全です。特にベテラン客室乗務員や病欠を理由とした解雇は安全に関わる問題です。また、この解雇にはベテランで会社にモノを言う組合役員が多く含まれています。この解雇事件については 6 月に ILO から日本政府に対して勧告が出されました。日本航空が安全最優先の再建で公共交通機関としての役割を果たすために、整理解雇 4 要件の厳密な適用はもちろんのこと、憲法や関係法、国際規約や条約に照らして、貴裁判所が原判決を取り消し、公正な立場で判断されることを要請致します。

お名前	ご住所

JAL 不当解雇撤回裁判原告団

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251